

漁業気象観測

気象観測所に於ける仕事の主目的は気象的災害の未然防止に資することでありこのための業務は予報、観測、調査、統計、研究その他PR活動等に大別することが出来るが、昭和31年度、昭和32年度の執行状況は概ね次の通りである。昭和31年度、漁業及び土木関係者から特に喜ばれたことは那珂湊港の潮位表を作成配布したことである。之は周知のとおり那珂川河口を出入する漁船が往々危険に遭遇しているため、幾分なりとも之を軽減しようと、修築事務所の協力を得て昭和29年より潮汐の研究を始めルーチン業務の分間をみて昭和30年やつと常数を算出することができた。かくして此の常数をもとに気象庁海洋課の協力を得て潮候推算曲線を作成し潮位表の完成をみた。この潮位表は昭和31年度は150部、昭和32年度は280部を印刷製本して各関係官署、漁業諸団体及び大型各船に配布した。

昭和32年12月県内漁業気象連絡会が成立し管内大中小型漁船出漁中の海難防止に努めた。その他海上保安署や各学校の依頼により昭和31年、32年度において気象知識の普及啓蒙に努め、水戸地方気象台と協力して漁業乗組員のため気象講習会を開催した。

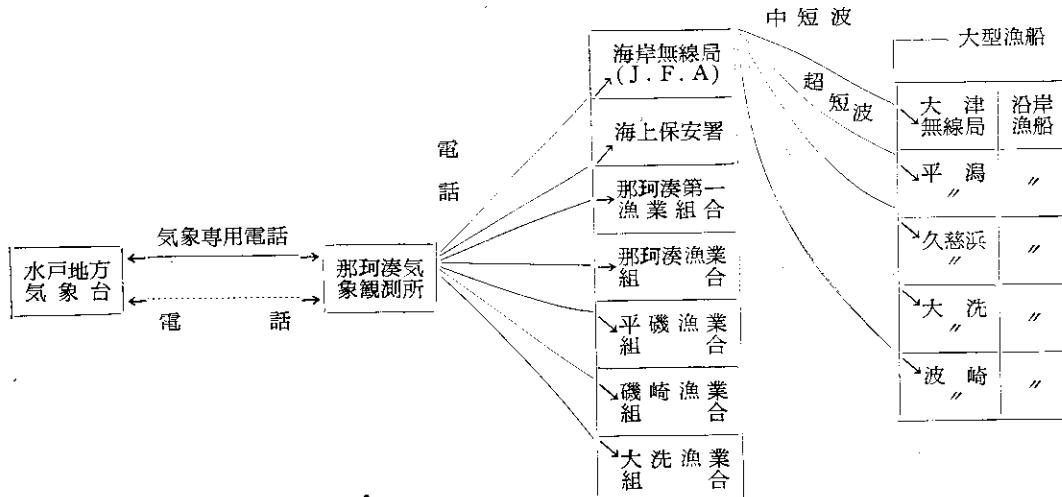
1 観測業務

毎日9時(WMO指定のマツブタイム)を定時として気象台系統の地方測候所と略同一種類の定時観測を行い、尙沿岸の海面状態、波浪、ウネリ等の観測をも併せて実施した。但し波浪観測は9時、15時の2回実施尙雷雨、霧、暴風雨、地震、その他特殊現象の場合は臨時観測を行つた。

2 予報業務

(1) 毎日2回天気予報を作成して、管内関係方面に電話連絡にて通報し「専地方新聞に掲載して公報に努めた。専出漁中の漁船には天気の推移に従い定時又は随時、海岸局を通して放送した。定時放送は毎日13時30分1回である。

(2) 気象情報、注意報警報等の発表、伝達は市内官公署、漁業諸団体等には、電話をもつて一般市民には吹流標識をもつて、又海上の船舶に対しては海岸局を通して通報し、海上保安署とは連絡を緊密にして災害の



未然防止に努めた。

(3) 寒候火災期はもとより常設消防署と當時連絡を保ちながら火災警報、異常乾燥注意報、大風注意報、気象情報等の伝達発表に遗漏のない様注意し、火災による損害を最小限度にする様努めた。因みに当市内での火災は注意報発表後に多くは発生し対応処置よきため被害は軽微程度ですんだ。

(4) 当港の潮汐予報は前記の通り作成した潮位表により行われた。このチェックは当所に検潮儀なきため修築事務所に依頼した。尙、県内漁業気象連絡関係系統は図の通りである。

3 通信業務

(1) 無線受信機2台にてJMC、JMB、NHK及び民放、NSBの気象報を毎日定時或いは随時受信して予報資料を集めた。

(2) 水戸地方気象台及び日立天気相談所とは當時連絡を保ち、沿岸気象の情報を提供する等資料の交換を行つた。水戸地方気象台への定時気象観測電報は毎日9時、15時に送信、但し15時は波浪観測のみ。尙昭和32年6月1日より定時電報を国際式に改正した。

(3) 遠洋及び沿岸漁船との気象連絡はJFAを通して行つた。

4 調査統計、研究業務

(1) 統計類とは規程された月1回の月例報告書があり水戸地方気象台、及びこれを経由して気象庁へ送付した。尙区内観測報告、動植物、季節報告、地震報告、雷雨報告、異常気象観測報告等があり、その他予報業務的には技術者名簿、注意報、警報伝達報告等がある。又、日々の観測結果は区内観測月表原簿に整理した。

(2) 調査研究の対象としては昨年度一応潮汐予報を完了した。

(3) その他一般向知識普及のため「気象と放射能について」と鯖漁のため「東支那海の気象」及び「高潮について」の資料を作成した。

5 その他の

(1) 海難審判所をはじめ官公署一般からの文書による照会に応じた。

(2) 那珂湊港修築事務所、建設省大宮出張所、菅谷土木事務所、農林省統計事務所、市役所、及び米軍第30気象隊ジョンソン基地よりの統計資料作成に協力した。

(3) 船舶用気象計器の修理補正を漁期切換期間中一勢に又隨時行つた。

(4) 海岸局よりの定時気象放送が軌道にのつたのは昭和32年度も終り頃になつてしまつたが、実際には県内漁業気象連絡会結成に先立ち、まず仕事だけは先にと昭和32年7月1日より、各漁船に観測を依頼し、海岸局の協力により放送を開始した。

(5) 又夏季雷雨最盛期には電力線保守のため気象、電力、鉄道の関係各所との協同で雷の特別観測を5月から9月まで行つた。